

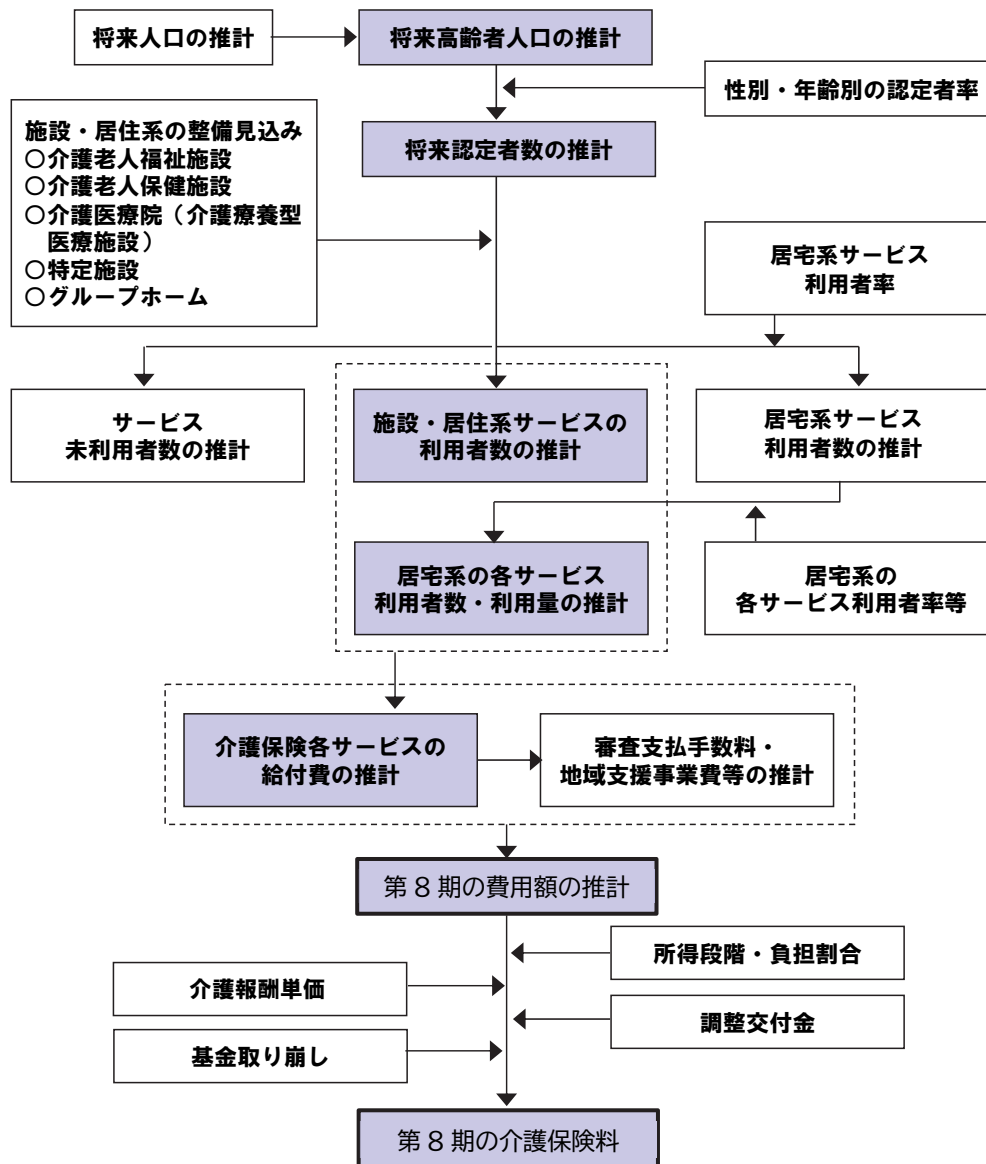
第3部
介護保険事業の現状と
見込み

第1章 被保険者の現状と見込み

第1節 推計方法

我が国では、高齢者介護を主に家族が担うという時代を経て、地域や社会で支え合ういわゆる“介護の社会化”の実現に向け、平成12年に介護保険制度が発足しました。介護保険は、65歳以上の方を第1号被保険者、40歳以上64歳以下の方を第2号被保険者として、各市町村が保険者になる仕組みとなっており、本市も介護保険事業の運営を行っています。本市の介護保険制度を適切に運営していくためには、サービス量や保険料を見積ることが重要となります。

このことから、厚生労働省から提供された「地域包括ケア『見える化』システム」における推計ツールを活用し、下記の方法で推計を行いました。



第2節 被保険者数

本市の被保険者数は、計画期間の最終年度である令和5年度に、第1号被保険者が157,419人、第2号被保険者が231,060人になると見込んでいます。

被保険者数 (人)	第7期実績			第8期計画			令和 7年度	令和 22年度
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
総数	371,279	375,849	379,514	382,324	385,798	388,479	392,287	405,718
第1号被保険者	151,571	152,967	154,262	155,639	156,761	157,419	158,710	200,849
65～74歳	75,664	73,514	72,616	71,679	68,628	65,269	60,489	97,803
75歳以上	75,907	79,453	81,646	83,960	88,133	92,150	98,221	103,046
第2号被保険者	219,708	222,882	225,252	226,685	229,037	231,060	233,577	204,869

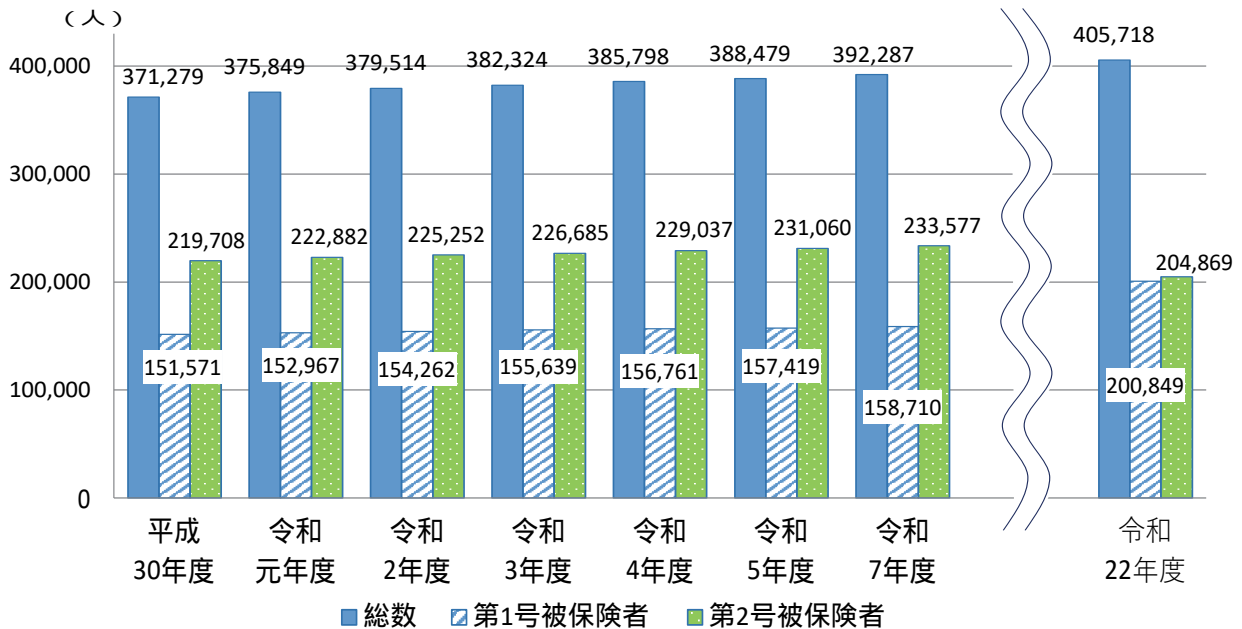
※第1号被保険者数の実績は、「介護保険事業状況報告」の各年度9月末時点の数値

※第2号被保険者数の実績は、各年度10月1日時点の住民基本台帳

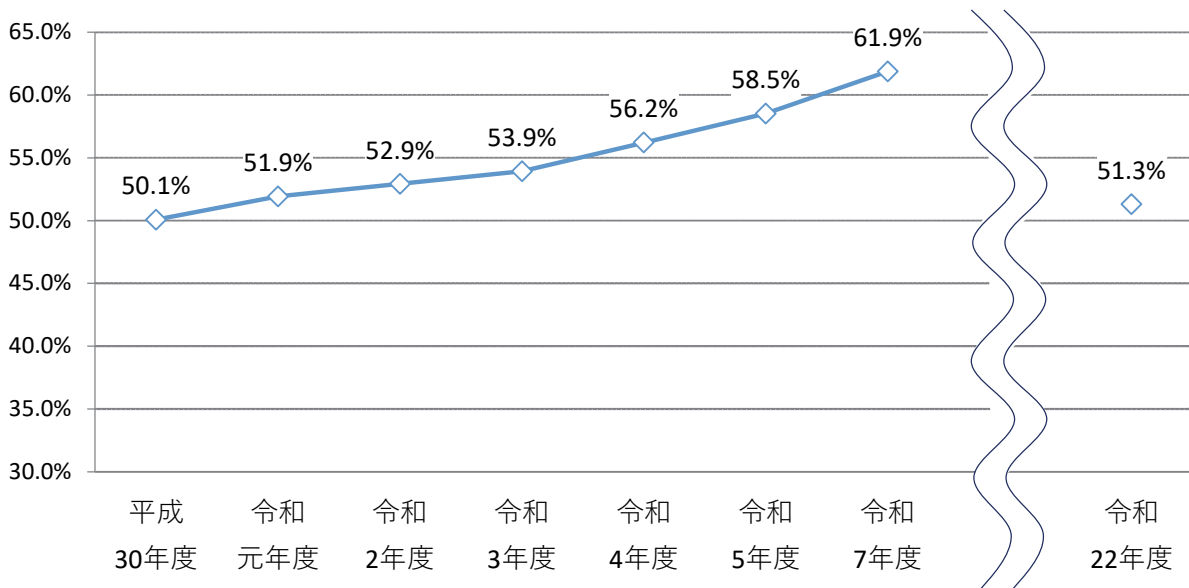
※計画値は人口推計調査報告書のデータを加工し作成（各年度10月1日時点）

第1号被保険者に占める75歳以上の方の割合についてみると、令和2年度の52.9%から令和5年度には58.5%へと5.6ポイント上昇するものと予測されます。

被保険者数の実績と推計



第1号被保険者に占める75歳以上の方の割合



第3節 要支援・要介護認定者数

【推計の考え方：認定者数】

認定者数は、将来の被保険者数の推計をもとに、要介護認定率の実績と現状の推移から予測される年間の要介護認定率の変化により推計しました。

認定者数（第2号被保険者を含む）は、令和2年度の28,548人から令和5年度には31,588人にまで増加し、第1号被保険者数に対する認定者率は、同期間に18.5%から20.1%にまで上昇するものと見込んでいます。認定者率が上昇するのは、高齢者（65歳以上）に占める75歳以上の方の割合が上昇することに伴うものです。

	第7期実績			第8期計画			令和 7年度	令和 22年度
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
認定者数	人 27,162	人 28,235	人 28,548	人 29,374	人 30,694	人 31,588	人 34,346	人 42,325
認定者率	% 17.9	% 18.5	% 18.5	% 18.9	% 19.6	% 20.1	% 21.6	% 21.1

※各年度10月1日時点

※認定者数の実績は、「介護保険事業状況報告」の各年度9月末時点の数値

※認定者率は「認定者数÷第1号被保険者数」

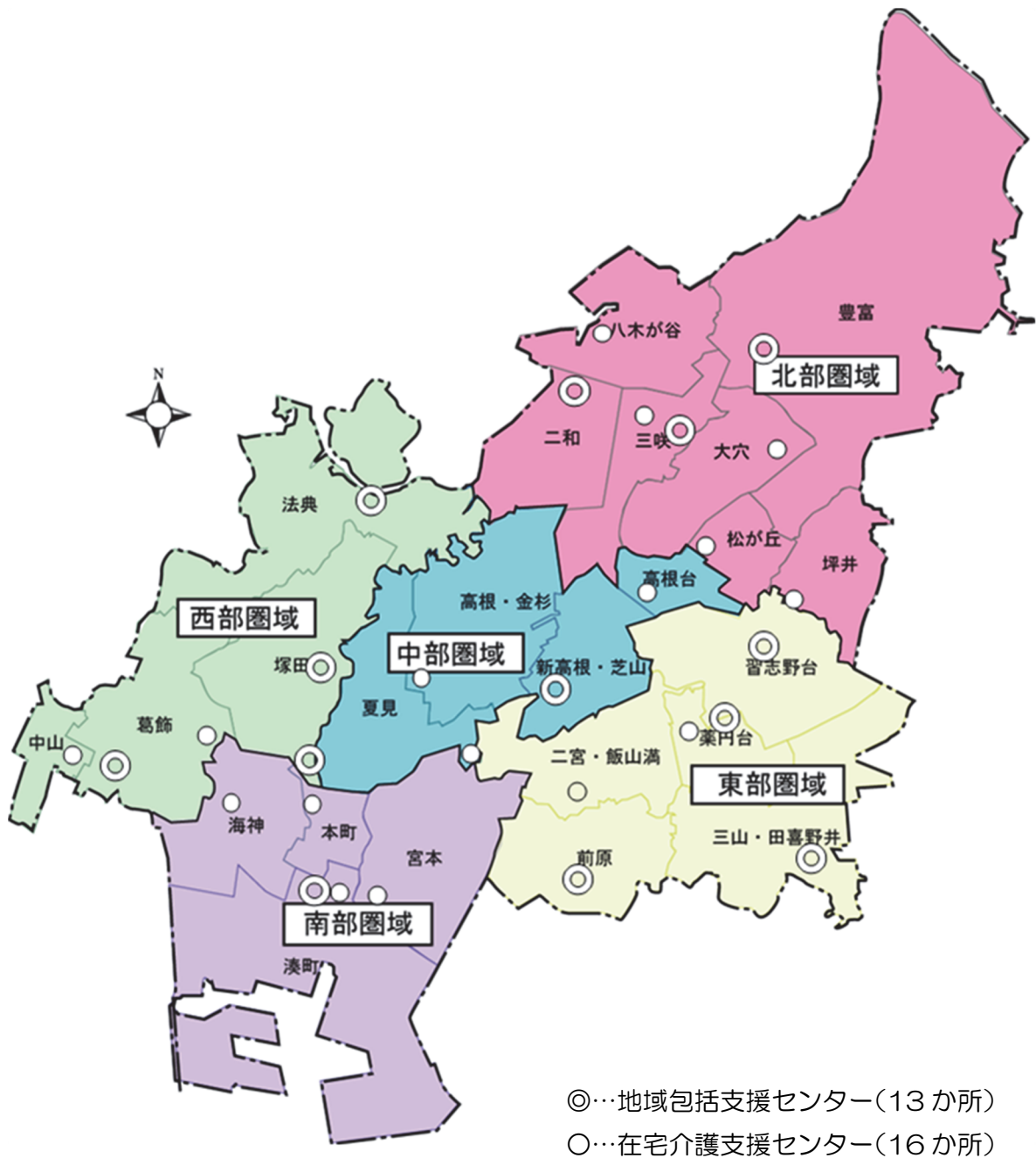
要支援・要介護度別の認定者数については、次のとおりです。認定者に占める要介護者（要介護1～5）の比率についてみると、令和2年度の73.4%から本計画期間においては73.3%から73.5%の水準でやや増加傾向にあります。一方、要支援者（要支援1～2）の比率は令和2年度の26.6%から本計画期間において26.7%から26.5%とやや減少傾向にあります。

	第7期実績			第8期計画			令和7年度	令和22年度
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
認定者数計	人 27,162	人 28,235	人 28,548	人 29,374	人 30,694	人 31,588	人 34,346	人 42,325
認定者内訳								
要支援1	人 3,559	人 3,637	人 3,399	人 3,471	人 3,604	人 3,681	人 3,949	人 4,599
要支援2	人 3,957	人 4,162	人 4,190	人 4,359	人 4,550	人 4,678	人 5,026	人 5,899
要介護1	人 5,749	人 5,911	人 5,910	人 6,087	人 6,459	人 6,693	人 7,241	人 8,689
要介護2	人 4,861	人 5,097	人 5,279	人 5,456	人 5,708	人 5,867	人 6,401	人 8,034
要介護3	人 3,682	人 3,781	人 3,948	人 3,996	人 4,152	人 4,243	人 4,645	人 5,926
要介護4	人 2,983	人 3,146	人 3,329	人 3,427	人 3,563	人 3,702	人 4,094	人 5,319
要介護5	人 2,371	人 2,501	人 2,493	人 2,578	人 2,658	人 2,724	人 2,990	人 3,859
認定者構造								
要支援	% 27.7	% 27.6	% 26.6	% 26.7	% 26.6	% 26.5	% 26.1	% 24.8
要介護	% 72.3	% 72.4	% 73.4	% 73.3	% 73.4	% 73.5	% 73.9	% 75.2

第2章 第8期介護保険事業計画の施設等整備方針

第1節 日常生活圏域

本市は、介護保険事業計画が調和を求められている総合計画や地域福祉計画の地区とも一致させるために、総合計画における行政ブロックを5つの日常生活圏域（南部・西部・中部・東部・北部）として設定しています。



第2節 地域包括支援センターの整備方針

1 センター整備の考え方

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、介護や福祉、医療、健康、認知症のことなど、様々な相談に対応する総合相談窓口で、地域包括ケアシステムを実現する上で、中心的な役割を果たすことが求められています。支援体制の強化や相談者の利便性向上などを図るため、介護保険事業計画に整備方針を明記した上で、計画的な整備を行います。

2 これまでの経緯

第3期計画「直営5か所」

地域包括支援センターの担当区域と日常生活圏域とを一致させ、平成18年4月に5つの日常生活圏域ごとに1か所ずつ直営で設置しました。

第4期計画「直営5か所＋委託3か所」

平成23年4月に、担当地区の高齢者人口、面積及び直営センターの設置場所等を考慮して「東部」「西部」「北部」の圏域を一部分割し、それぞれ民間事業者への委託により新たに1か所ずつ設置しました。

第5期計画「直営5か所＋委託4か所」

平成25年4月に、中部圏域を一部分割し、民間事業者への委託により新たに1か所設置しました。

第6期計画「直営5か所＋委託5か所」

平成28年4月に、東部圏域を一部分割し、民間事業者への委託により新たに1か所設置しました。

第7期計画「直営5か所＋委託8か所」

平成31年4月に、「東部」「西部」「北部」の圏域を一部分割し、それぞれ民間事業者への委託により新たに1か所ずつ設置しました。

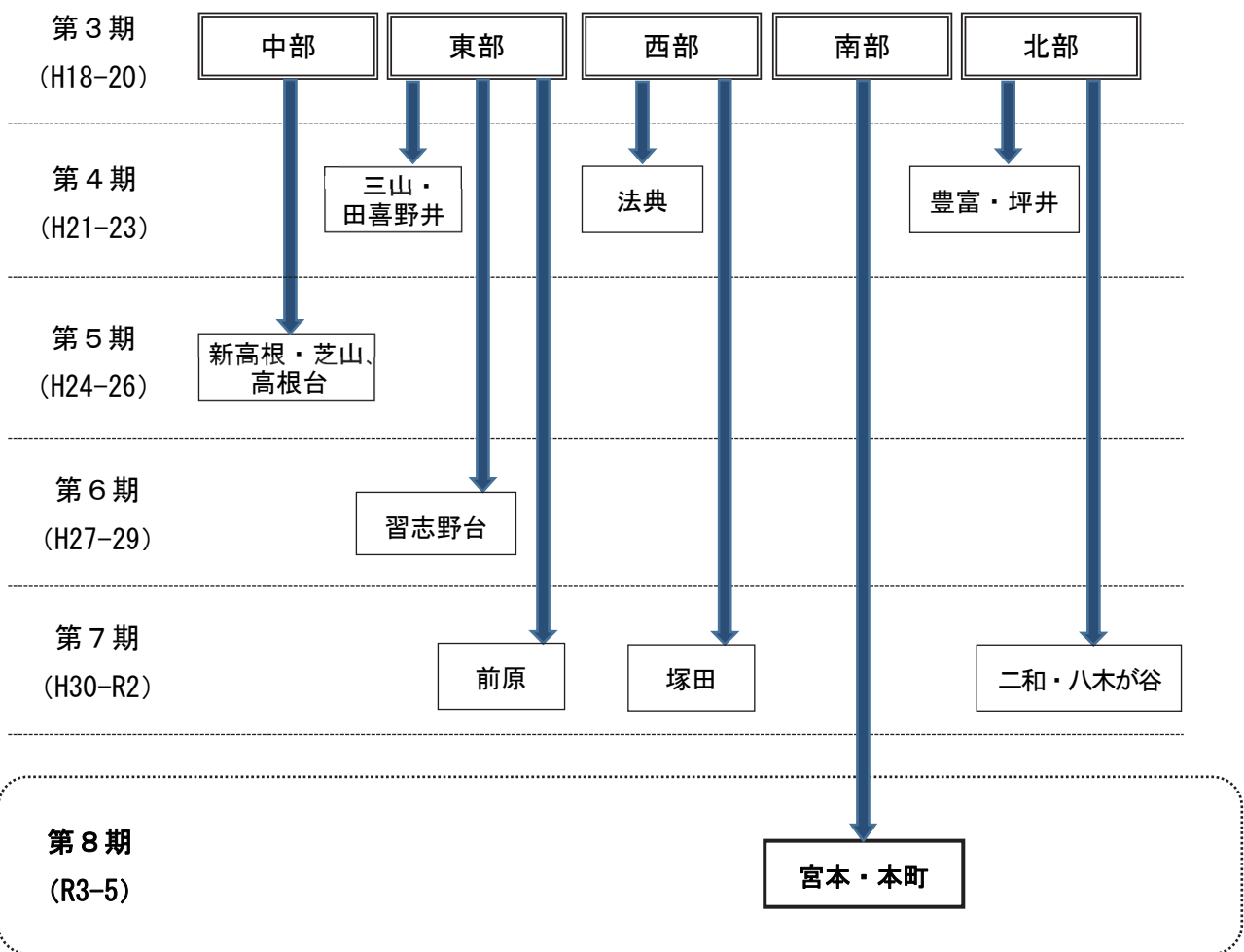
3 第8期計画による整備「直営5か所＋委託9か所」

南部圏域は、1か所の直営地域包括支援センターが設置されていますが、担当する高齢者人口が他のセンターに比べ突出して多く、センターの適正規模の観点から、担当圏域の一部を分割する必要があります。

同センターの担当圏域の内、「宮本」地区が概ね8千人の高齢者人口を有しており、かつ将来的には1万人を超えることが想定されており、同地区に隣接する「本町」地区の高齢者人口を含めると、概ね1万人の規模となります。

以上を踏まえ、センターの規模の適正化、相談支援体制の強化及び市民の利便性の向上を図る観点から、南部圏域の内、「宮本」及び「本町」地区を分割し、分割先を民間事業者へ委託します。

令和3年度に受託法人の選定を行い、開設は令和4年4月を予定しています。



※直営5、委託9の14センター体制となります。

第3節 施設等基盤整備に関する基本的考え方

1 施設整備の考え方

第8期介護保険事業計画では、介護が必要になっても可能な限り住み慣れた地域、居宅での生活が継続できるよう地域包括ケアシステムの構築を進めるとともに、在宅での介護が難しい重度の要介護者など、高齢者それぞれの状態に応じた多様なニーズに対応するため、第7期計画における実績や要介護認定者の増加数などを踏まえ、施設整備を進めます。

2 施設等整備計画数の設定

(1) 施設別の整備の考え方

[介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設]

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、在宅における重度要介護者の入所待機の減少を図り、施設入所の必要性が高い高齢者が入所できるように整備を進めます。

なお、地域密着型介護老人福祉施設（定員29人以下の特別養護老人ホーム）については、広域型介護老人福祉施設を整備することから、本計画期間では整備数を見込まないものとします。

[介護老人保健施設]

介護老人保健施設は、在宅復帰を目指してリハビリテーションを中心としたケアを行う施設です。本計画期間では、既存の施設での対応が見込めるため、整備数を見込まないものとします。

[介護療養型医療施設]

介護療養型医療施設は、国において、平成24年度以降は新設を認めないとしていることから、新たな整備は行わないものとします。なお、現在本市に介護療養型医療施設はなく、市外施設を利用している方がいるのみとなっています。

[介護医療院]

介護医療院は、平成30年4月に新たに創設されたサービス類型です。医療療養病床等から介護医療院に転換する分は、計画数に含まないことになっているため、本計画期間では整備数を見込まないものとします。

[認知症対応型共同生活介護]

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）は、住み慣れた地域の中で継続的な生活を送ることができるようにすることを目的とした地域密着型サービスに位置付けられ、認知症高齢者支援の一環として重要なものであることから整備を進めます。

[特定施設（混合型）]

要介護度の低い高齢者の中にも施設介護を希望する方がいる現状を踏まえ、高齢者の心身の状態に応じた多様な住まいの一つとして特定施設の整備を進めます。

(2) 施設別整備計画数

施設別の整備の考え方を踏まえ、整備計画数については次のように設定します。

介護保険施設及び居住系サービス整備計画数 (単位：床)

	第7期末 整備済 予定数	第8期整備計画数				第8期末 整備済 予定数
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	計	
介護老人福祉施設 (広域型)	2,476	0	190	0	190	2,666
介護老人福祉施設 (地域密着型)	78	0	0	0	0	78
介護老人保健施設	1,515	0	0	0	0	1,515
介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0
介護医療院	0	0	0	0	0	0
小計	4,069	0	190	0	190	4,259
認知症対応型共同生活 介護（グループホーム）	872	0	0	54	54	926
特定施設入居者生活介護 (介護専用型)	70	0	0	0	0	70
特定施設入居者生活介護 (地域密着型)	87	0	0	0	0	87
小計	1,029	0	0	54	54	1,083
合計	5,098	0	190	54	244	5,342
特定施設入居者生活介護 (混合型)	1,070	0	0	30	30	1,100
総合計	6,168	0	190	84	274	6,442

(3) 施設・居住系以外の地域密着型サービス整備計画数

※整備数は目標値であり、それ以上の整備を制限するものではありません。

[定期巡回・随時対応型訪問介護看護] (第7期末整備済予定数 7事業所)

重度者をはじめとした要介護認定者の在宅生活を支えるためには、今後介護サービスと看護サービスを包括的・継続的に提供できるような体制を整える必要があります。

現在、市内全域でサービスを提供することが可能となっておりますが、随時の通報に迅速に対応するためには、事業所が近距離にあることが望ましいことから、令和5年度までに、1事業所の整備数を設定します。

[夜間対応型訪問介護] (第7期末整備済予定数 0事業所)

夜間対応型訪問介護サービスは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備計画に重点を置くことから、本計画期間においては整備数を見込まないものとします。

[認知症対応型通所介護] (第7期末整備済予定数 7事業所)

認知症対応型通所介護は、認知症の方やその家族の在宅生活を支えるために今後も事業整備を推進します。令和5年度までに1事業所の整備数を設定します。

[小規模多機能型居宅介護] (第7期末整備済予定数 11事業所)

小規模多機能型居宅介護は、訪問・通い・泊りを組み合わせ柔軟性のあるサービスを包括的に供給することにより、在宅要介護者の居宅生活を支えるものであることから、今後も事業整備を推進します。令和5年度までに1事業所の整備数を設定します。

[看護小規模多機能型居宅介護] (第7期末整備済予定数 2事業所)

医療ニーズの高い在宅要介護者に、看護サービスと介護サービスを組み合わせ、より利用者ニーズに対応したサービスを提供できるよう、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせた看護小規模多機能型居宅介護については、令和5年度までに1事業所の整備数を設定します。

[地域密着型通所介護] (第7期末整備済予定数 86事業所)

介護保険制度の改正により、平成28年4月1日より、定員18人以下の小規模な通所介護事業所が地域密着型サービスに位置づけられ、地域密着型通所介護となりました。

市内に86事業所が整備済であることから、本計画期間においては整備数は見込まないものとします。

(4) その他の施設について

[養護老人ホーム]

養護老人ホームは、入院を必要としない健康状態であるものの、やむを得ない事情で在宅生活が困難な方のための施設で、要介護状態になっても暮らし続けられるような体制を整えており、1施設が整備されています。本計画期間においては、整備数を見込まないものとします。

[軽費老人ホーム]

軽費老人ホームは、身体機能の低下があり、また高齢などのため独立して生活するのに不安が認められる方で、家族による援助を受けることが困難な方のための施設で、8施設が整備済です。本計画期間においては、整備済の施設によって利用に対応できているため、整備数を見込まないものとします。

[老人福祉センター]

現在、船橋市内には5つの行政ブロックにそれぞれ一つずつ老人福祉センターが設置されています。本計画期間においては整備数を見込まないものとします。

(5) 住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況について

[住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅]

現在、船橋市内には住宅型有料老人ホームが35施設（1,428床）、サービス付き高齢者向け住宅が26施設（1,306床）設置されています。

第4節 介護人材確保対策に関する基本的考え方

1 現状及び背景

平成30年に厚生労働省が示した「第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数について」によれば、令和7年には約245万人の介護人材が必要とされています。一方で、生産年齢人口（15歳～64歳）が減少局面に入っている中、現状の施策を継続した場合、供給側である同年の介護人材は約211万人と推計され、その需給ギャップは約34万人と見込まれており、千葉県においては約2万8千人と見込まれています。そして、本市における「令和2年度船橋市介護人材実態調査」によると、約64%の介護保険サービス事業所が人材不足を感じております。

さらに、医療ニーズの高まりや、認知症高齢者、高齢者のみ世帯の増加等に伴い、介護ニーズの高度化・多様化に対応できるよう、介護人材の質的向上が求められているところでもあります。

こうした中、団塊の世代が75歳を迎える令和7年に向けて、地域包括ケアシステムを構築するためには、重要な基盤である介護人材について、量・質ともに確保していくことが喫緊の課題となっております。

2 基本的考え方

今後、本市及び介護事業者が取り組んでいく様々な介護人材確保策を一過性のものとすることなく、その効果を維持・向上させることで、持続的な介護人材確保のサイクルを確立し、量と質の好循環を実現させることを目的とします。

介護人材確保の推進にあたっては、次の2つの側面に配慮した施策を同時に展開することで、より効果的な介護人材確保のサイクルの確立を目指します。

(1) 介護人材不足に対応するために、量的確保を図る

⇒推進する取り組み：参入促進、労働環境の改善

(2) 介護ニーズの高度化・多様化に対応するために、質的確保を図る

⇒推進する取り組み：資質の向上、業務の効率化と質の向上

3 具体的な取り組み

本市では、「①参入促進」、「②労働環境の改善」、「③資質の向上」、「④業務の効率化と質の向上」の4つの推進する取り組みに対し、次の事業を実施します。

また、船橋市介護人材確保対策懇談会を設置し、介護事業者との意見交換を行い、既存の事業にとどまらない効率的で効果的な事業の推進に努めてまいります。

(1) 合同就職説明会の開催 (①参入促進)

事業者と連携、協力し合同就職説明会を開催。

(2) 介護職員初任者研修に係る費用助成 (①参入促進)

3か月以上市内の介護保険サービス事業所で就労した方に対し、研修費用を助成。

(3) 実務者研修に係る費用助成 (③資質の向上)

3か月以上市内の介護保険サービス事業所で就労した方に対し、研修費用を助成。

(4) E P Aによる外国人介護福祉士候補者の受入れ支援 (①参入促進)

フィリピン、インドネシア及びベトナムよりE P A (経済連携協定) に基づく介護福祉士候補者の受入れを行う事業者に対し、初期費用の一部を助成。

(5) 外国人介護人材の受入れや技能向上に関する支援事業 (①参入促進、③資質の向上)

外国人介護人材が市内の介護保険サービス事業所において円滑に就労・定着できるような支援事業の検討を行う。

(6) 介護職員宿舍借り上げ費用の支援 (①参入促進、②労働環境の改善)

事業者が、市内に借り上げた宿舍に、介護職員または訪問介護員を新たに雇用し住ませた場合に、宿舍の借り上げに係る費用の一部を助成。

(7) 介護に関する入門的研修の実施 (①参入促進、④業務の効率化と質の向上)

介護に関心を持つ介護未経験者の方に対し、介護の業務に携わる上での基礎的な知識や技術を学ぶための入門的研修を実施し、介護助手等としての就業を促進。

(8) 介護事業所内保育施設の運営費に係る補助 (②労働環境の改善)

事業所内保育施設(定員5人以下)を運営する事業者に対し、保育士等の人件費の一部を助成。

(9) 介護施設等の大規模修繕の際に併せて行う介護ロボット・ICT 導入支援 (④業務の効率化と質の向上)

介護現場の生産性向上を推進するため、介護施設等の大規模修繕の際に併せて行う介護ロボット・ICT 導入の際の費用を助成。

(10) 文書負担の軽減 (④業務の効率化と質の向上)

国が示す方針に基づく個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化、様式例の活用による標準化及びICT等の活用を推進。

第3章 サービス量推計

第1節 サービス種類ごとの現状と見込み量

1 介護給付（予防給付）サービスの現状と見込み量

第8期計画期間中における介護給付（予防給付）サービス種類ごとの現状と見込み量については、次のとおりです。

【推計の考え方：サービス見込み量】

- 見込み量は、本市の要介護認定実績と介護報酬請求実績を踏まえながら、要介護認定者数の増加を考慮し、各サービスの整備見通し（令和3年～令和5年）を加えて推計しました。なお、令和7年、令和22年の整備見通しについても、同様に推計しています。
- 本節で記載している数値は、推計した各年度月あたり人数（回数等）に12を掛け合わせ、各年度延べ人数（回数等）として算出しています。

<サービス種類体系>

居宅(介護予防)サービス等	(1)訪問介護
	(2)訪問入浴介護
	(3)訪問看護
	(4)訪問リハビリテーション
	(5)居宅療養管理指導
	(6)通所介護
	(7)通所リハビリテーション
	(8)短期入所生活介護
	(9)短期入所療養介護
	(10)特定施設入居者生活介護
	(11)福祉用具貸与
	(12)特定福祉用具販売
	(13)住宅改修
	(14)介護予防支援・居宅介護支援
地域密着型サービス	(15)定期巡回・随時対応型訪問介護看護
	(16)夜間対応型訪問介護
	(17)認知症対応型通所介護
	(18)小規模多機能型居宅介護
	(19)認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
	(20)地域密着型特定施設入居者生活介護
	(21)地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
	(22)看護小規模多機能型居宅介護
	(23)地域密着型通所介護
施設サービス	(24)介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
	(25)介護老人保健施設
	(26)介護療養型医療施設
	(27)介護医療院

(1) 訪問介護

介護福祉士やホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴・排せつ・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事を行います。

	第7期実績			第8期計画			令和 7年度	令和 22年度
	実績		見込	計画				
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
介護	回 1,379,713	回 1,435,652	回 1,539,006	回 1,586,796	回 1,650,787	回 1,683,612	回 1,833,842	回 2,336,152
給付	人 55,817	人 57,176	人 57,912	人 58,788	人 60,708	人 61,512	人 67,164	人 84,144

(2) 訪問入浴介護

浴槽を積んだ入浴車で自宅を訪問し、入浴の介護を行います。

	第7期実績			第8期計画			令和 7年度	令和 22年度
	実績		見込	計画				
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
予防	回 53	回 1	回 0	回 72	回 72	回 72	回 72	回 72
給付	人 11	人 2	人 0	人 36	人 36	人 36	人 36	人 36
介護	回 22,614	回 23,259	回 24,505	回 25,102	回 26,128	回 26,868	回 29,305	回 37,735
給付	人 4,433	人 4,392	人 4,608	人 4,536	人 4,644	人 4,764	人 5,196	人 6,684

(3) 訪問看護

主治医の指示に基づき看護師や理学療法士などが自宅を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。訪問看護は、介護保険ではなく医療保険からの給付となる場合もあります。

	第7期実績			第8期計画			令和 7年度	令和 22年度
	実績		見込	計画				
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
予防 給付	回 14,910	回 18,434	回 22,394	回 25,906	回 27,455	回 28,562	回 30,682	回 35,898
	人 1,946	人 2,379	人 2,676	人 3,024	人 3,156	人 3,228	人 3,468	人 4,056
介護 給付	回 187,429	回 208,338	回 230,228	回 252,937	回 271,223	回 278,729	回 303,248	回 382,640
	人 22,155	人 24,188	人 26,688	人 28,812	人 30,456	人 31,296	人 34,104	人 42,948

(4) 訪問リハビリテーション

心身の機能の維持回復や日常生活上の自立を図るために、医師の診療に基づく計画的な医学的管理の下、理学療法士や作業療法士などが自宅を訪問し、リハビリテーションを行います。

	第7期実績			第8期計画			令和 7年度	令和 22年度
	実績		見込	計画				
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
予防 給付	回 8,074	回 7,778	回 7,435	回 7,801	回 8,585	回 9,068	回 9,814	回 11,458
	人 834	人 792	人 768	人 792	人 840	人 864	人 936	人 1,092
介護 給付	回 113,825	回 109,698	回 114,954	回 112,559	回 112,805	回 116,047	回 126,644	回 160,362
	人 9,919	人 9,718	人 9,768	人 9,720	人 9,960	人 10,236	人 11,184	人 14,148

(5) 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが自宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。
医療保険の給付となる訪問診療や往診とは異なります。

	第7期実績			第8期計画			令和 7年度	令和 22年度
	実績		見込	計画				
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
予防 給付	人 2,563	人 2,789	人 3,120	人 3,312	人 3,384	人 3,360	人 3,612	人 4,224
介護 給付	人 52,948	人 56,792	人 60,876	人 64,656	人 69,324	人 71,772	人 78,228	人 98,964

(6) 通所介護

施設やデイサービスセンターに通い、入浴・排せつ・食事などの介護、生活に関する相談や助言、健康状態の確認など日常生活上の世話をを行います。

	第7期実績			第8期計画			令和 7年度	令和 22年度
	実績		見込	計画				
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
介護 給付	回 479,966	回 506,932	回 477,886	回 500,420	回 534,222	回 555,546	回 607,724	回 759,152
	人 51,628	人 54,219	人 51,552	人 53,784	人 57,288	人 59,544	人 65,052	人 81,084

(7) 通所リハビリテーション

介護老人保健施設、病院、診療所などに通い、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法などのリハビリテーションを行います。

	第7期実績			第8期計画			令和 7年度	令和 22年度
	実績		見込	計画				
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
予防 給付	人 3,786	人 4,385	人 3,708	人 4,164	人 4,392	人 4,500	人 4,848	人 5,664
介護 給付	回 127,274	回 129,156	回 105,641	回 105,626	回 108,834	回 109,070	回 119,220	回 149,252
	人 16,987	人 17,468	人 15,348	人 15,600	人 16,296	人 16,608	人 18,144	人 22,668

(8) 短期入所生活介護

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などに短期間入所し、入浴・排せつ・食事などの介護、機能訓練を行います。

	第7期実績			第8期計画			令和 7年度	令和 22年度
	実績		見込	計画				
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
予防 給付	日 1,000	日 734	日 666	日 1,063	日 1,144	日 1,144	日 1,272	日 732
	人 182	人 149	人 108	人 156	人 180	人 180	人 204	人 132
介護 給付	日 175,751	日 187,685	日 189,457	日 219,414	日 234,994	日 239,053	日 270,670	日 308,784
	人 13,004	人 13,140	人 11,628	人 13,140	人 13,764	人 13,980	人 15,792	人 17,532

(9) 短期入所療養介護

介護老人保健施設などに短期間入所し、看護、医学的管理の下、介護・機能訓練・その他日常生活上の世話などを行います。

	第7期実績			第8期計画			令和 7年度	令和 22年度
	実績		見込	計画				
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
予防 給付	日 210	日 139	日 47	日 126	日 126	日 126	日 126	日 126
	人 31	人 36	人 12	人 72	人 72	人 72	人 72	人 72
介護 給付	日 27,455	日 26,146	日 24,612	日 24,139	日 24,858	日 25,334	日 27,509	日 34,964
	人 2,724	人 2,774	人 2,304	人 2,316	人 2,436	人 2,472	人 2,688	人 3,408

(10) 特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどにおいて、入浴・排せつ・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事、機能訓練などを行います。

	第7期実績			第8期計画			令和 7年度	令和 22年度
	実績		見込	計画				
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
予防 給付	人 1,288	人 1,256	人 1,296	人 1,344	人 1,380	人 1,380	人 1,488	人 1,740
	人 11,021	人 11,175	人 10,956	人 11,496	人 11,748	人 11,748	人 12,660	人 15,972

(11) 福祉用具貸与

車椅子・介護用ベッド・歩行器など、日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸し出します。

	第7期実績			第8期計画			令和 7年度	令和 22年度
	実績		見込	計画				
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
予防 給付	人 13,930	人 15,616	人 17,760	人 19,452	人 21,036	人 21,624	人 23,232	人 27,216
介護 給付	人 82,992	人 88,355	人 94,272	人 99,324	人 105,420	人 108,648	人 118,740	人 149,448

(12) 特定福祉用具販売

入浴や排せつに用いるものなど、貸し出しにはなじまない肌が直接触れる福祉用具の購入費用について、年間10万円を上限にその7割から9割を支給します。

	第7期実績			第8期計画			令和 7年度	令和 22年度
	実績		見込	計画				
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
予防 給付	人 375	人 416	人 372	人 384	人 408	人 408	人 444	人 516
介護 給付	人 1,842	人 1,836	人 1,920	人 1,932	人 1,944	人 1,980	人 2,148	人 2,712

(13) 住宅改修

手すりの取付けや段差解消など小規模な住宅改修の費用について、20万円を上限に7割から9割を支給します。

	第7期実績			第8期計画			令和 7年度	令和 22年度
	実績		見込	計画				
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
予防 給付	人 585	人 658	人 624	人 684	人 708	人 732	人 780	人 912
介護 給付	人 1,407	人 1,428	人 1,308	人 1,308	人 1,404	人 1,428	人 1,596	人 1,980

(14) 介護予防支援・居宅介護支援

利用者の心身の状況や希望に応じてケアプランを作成します。

	第7期実績			第8期計画			令和 7年度	令和 22年度
	実績		見込	計画				
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
予防 給付	人 18,414	人 20,614	人 22,632	人 24,852	人 26,844	人 27,540	人 29,580	人 34,644
介護 給付	人 137,335	人 143,243	人 147,936	人 153,024	人 160,860	人 165,864	人 181,200	人 226,284

(15) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 **地域密着型**

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的にまたはそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行います。

	第7期実績			第8期計画			令和 7年度	令和 22年度
	実績		見込	計画				
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
予防 給付								
介護 給付	人 1,773	人 1,650	人 1,584	人 1,560	人 1,608	人 1,740	人 1,908	人 2,412

◇令和3年3月末見込み事業所数

	東部	西部	南部	北部	中部	計
事業所数	2事業所	1事業所	1事業所	1事業所	2事業所	7事業所

(16) 夜間対応型訪問介護 **地域密着型**

夜間の定期巡回や通報により、ホームヘルパーが介護や家事の援助を行います。

	第7期実績			第8期計画			令和 7年度	令和 22年度
	実績		見込	計画				
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
予防 給付								
介護 給付	人 147	人 9	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0

◇令和3年3月末見込み事業所数

	東部	西部	南部	北部	中部	計
事業所数	0事業所	0事業所	0事業所	0事業所	0事業所	0事業所

(17) 認知症対応型通所介護 地域密着型

施設やデイサービスセンターに通い、入浴・排せつ・食事などの介護、生活に関する相談や助言、健康状態の確認など日常生活上の世話をを行います。認知症の方は通常の通所介護も利用できますが、認知症対応型通所介護は認知症対応に特化したものです。

	第7期実績			第8期計画			令和 7年度	令和 22年度
	実績		見込	計画				
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
予防	回 0	回 0	回 0	回 0	回 0	回 0	回 0	回 0
給付	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0
介護	回 9,177	回 8,710	回 7,820	回 7,890	回 7,981	回 8,152	回 9,058	回 11,354
給付	人 1,054	人 1,066	人 924	人 960	人 972	人 984	人 1,092	人 1,368

◇令和3年3月末見込み事業所数

	東部	西部	南部	北部	中部	計
事業所数	3事業所	1事業所	1事業所	1事業所	1事業所	7事業所

(18) 小規模多機能型居宅介護 地域密着型

サービス拠点への通所を中心として、訪問と短期宿泊も組み合わせて、1つの事業所が入浴、食事の提供、機能訓練などを行います。

	第7期実績			第8期計画			令和 7年度	令和 22年度
	実績		見込	計画				
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
予防	人 166	人 100	人 156	人 180	人 204	人 204	人 216	人 240
給付	人 2,291	人 2,262	人 2,304	人 2,616	人 2,724	人 2,748	人 2,988	人 3,360

◇令和3年3月末見込み事業所数

	東部	西部	南部	北部	中部	計
事業所数	3事業所	2事業所	0事業所	1事業所	5事業所	11事業所

(19) 認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 地域密着型

認知症のため介護を必要とする方に対して、共同生活を営む住居において、介護や機能訓練を行います。

	第7期実績			第8期計画			令和 7年度	令和 22年度
	実績		見込	計画				
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
予防 給付	人 7	人 10	人 0	人 12	人 12	人 12	人 12	人 12
介護 給付	人 9,174	人 9,347	人 9,204	人 9,528	人 9,636	人 9,636	人 10,704	人 13,572

◇令和3年3月末見込み事業所数

	東部	西部	南部	北部	中部	計
事業所数	12事業所	8事業所	7事業所	12事業所	10事業所	49事業所

(20) 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型

定員29人以下の有料老人ホームなどにおいて、入浴・排せつ・食事などの介護、洗濯・掃除などの家事、機能訓練などを行います。

	第7期実績			第8期計画			令和 7年度	令和 22年度
	実績		見込	計画				
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
予防 給付	/	/	/	/	/	/	/	/
介護 給付	人 997	人 995	人 1,044	人 1,092	人 1,128	人 1,164	人 1,284	人 1,608

◇令和3年3月末見込み事業所数

	東部	西部	南部	北部	中部	計
事業所数	1事業所	0事業所	1事業所	1事業所	0事業所	3事業所

(21) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 地域密着型

定員 29 人以下の特別養護老人ホームに入所し、入浴・排せつ・食事などの介護、日常生活上の世話、機能訓練などを行います。

	第7期実績			第8期計画			令和 7年度	令和 22年度
	実績		見込	計画				
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
予防 給付								
介護 給付	人 940	人 938	人 948	人 948	人 948	人 948	人 1,116	人 1,428

◇令和3年3月末見込み事業所数

	東部	西部	南部	北部	中部	計
事業所数	0事業所	0事業所	0事業所	2事業所	1事業所	3事業所

(22) 看護小規模多機能型居宅介護 地域密着型

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、ニーズに応じて柔軟にサービスを提供します。

	第7期実績			第8期計画			令和 7年度	令和 22年度
	実績		見込	計画				
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
予防 給付								
介護 給付	人 7	人 126	人 336	人 336	人 684	人 684	人 684	人 684

◇令和3年3月末見込み事業所数

	東部	西部	南部	北部	中部	計
事業所数	0事業所	1事業所	0事業所	0事業所	0事業所	1事業所

(23) 地域密着型通所介護 地域密着型

定員 18 人以下の施設やデイサービスセンターに通い、入浴・排せつ・食事などの介護、生活に関する相談や助言、健康状態の確認など日常生活上の世話をを行います。

	第7期実績			第8期計画			令和 7年度	令和 22年度
	実績		見込	計画				
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
予防 給付								
介護 給付	回 231,117	回 236,518	回 215,239	回 247,837	回 256,658	回 263,592	回 285,563	回 318,859
	人 27,796	人 28,349	人 24,672	人 28,344	人 29,160	人 29,724	人 32,184	人 35,712

◇令和3年3月末見込み事業所数

	東部	西部	南部	北部	中部	計
事業所数	18事業所	15事業所	15事業所	25事業所	13事業所	86事業所

(24) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

特別養護老人ホームに入所し、入浴・排せつ・食事などの介護、日常生活上の世話、機能訓練などを行います。

	第7期実績			第8期計画			令和 7年度	令和 22年度
	実績		見込	計画				
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
予防 給付								
介護 給付	人 22,965	人 23,691	人 24,576	人 24,660	人 25,776	人 27,936	人 28,536	人 36,456

(25) 介護老人保健施設

介護老人保健施設に入所し、看護、医学的管理の下、介護・機能訓練・その他日常生活上の世話などを行います。

	第7期実績			第8期計画			令和 7年度	令和 22年度
	実績		見込	計画				
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
予防 給付								
介護 給付	人 14,104	人 15,049	人 15,252	人 15,252	人 15,252	人 15,252	人 19,164	人 24,492

(26) 介護療養型医療施設

療養病床などに入院し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練、必要な医療を行います。

	第7期実績			第8期計画			令和 7年度	令和 22年度
	実績		見込	計画				
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
予防 給付								
介護 給付	人 1,145	人 270	人 120	人 120	人 120	人 120		

(27) 介護医療院

介護保険施設の新たな類型として、平成 30 年度に新設された施設であり、要介護高齢者の長期療養が可能な生活施設として、医療・介護等の提供を行います。

	第7期実績			第8期計画			令和 7年度	令和 22年度
	実績		見込	計画				
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
予防 給付								
介護 給付	人 86	人 977	人 1,236	人 1,236	人 1,236	人 1,236	人 1,596	人 2,076

第2節 地域支援事業

1 地域支援事業の概要

地域支援事業は、被保険者が要介護状態又は要支援状態（以下、「要介護状態等」という。）となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、「介護予防・日常生活支援総合事業」「包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）」「包括的支援事業（社会保障充実分）」「任意事業」から構成されます。

「介護予防・日常生活支援総合事業」は、支援を要する高齢者等（以下、「要支援者等」という。）の多様なニーズに、要支援者等の能力を最大限活かしつつ、多様なサービスを提供する仕組みであり、生活支援の充実、高齢者の社会参加・支え合い体制づくり、介護予防の推進、関係者間の意識共有と自立支援に向けたサービスの推進等を基本に事業を実施するものです。

「包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）」は、地域包括支援センターや在宅介護支援センターにおいて、高齢者に関する相談を受け、適切な支援につなぐ総合相談などを行い、「包括的支援事業（社会保障充実分）」は、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業、地域ケア会議推進事業があり、多職種間の連携推進や認知症の早期発見・早期対応、地域づくり等、様々な取組が推進されています。

また、その他に保険者独自の取組として「任意事業」があります。

本市で実施されている地域支援事業は、下記の通りです。

介護予防・日常生活支援総合事業	
介護予防・生活支援サービス事業	<p>要介護状態等となることの予防等により、生きがいのある生活を送ることができるように、また、多様なニーズに対して、多様なサービスを充実させ、地域の支え合いの体制づくりを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問型サービス ・通所型サービス ・介護予防ケアマネジメント

介護予防・日常生活支援総合事業	
一般介護予防事業	<p>住民主体の通いの場を充実させ、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような、また、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できるような地域づくりにより、介護予防を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防把握事業 ・介護予防普及啓発事業 ・地域介護予防活動支援事業 ・一般介護予防事業評価事業 ・地域リハビリテーション活動支援事業

包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）	
総合相談支援業務	<p>高齢者が地域で安心して暮らせるよう、地域において関係者とネットワークを構築するとともに、適切なサービスにつなげています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合相談支援 ・地域包括支援センター委託事業 ・地域包括支援センター運営協議会 ・在宅介護支援センター運営事業 ・相談協力員研修会 ・実態把握
権利擁護業務	<p>高齢者が尊厳のある生活を維持できるよう、必要な支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待への対応 ・高齢者虐待防止等ネットワーク運営委員会 ・高齢者虐待防止等ネットワーク担当者会議 ・高齢者虐待防止研修会
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	<p>高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域における連携及び協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員研修事業

包括的支援事業（社会保障充実分）	
在宅医療・介護連携推進事業	<p>船橋在宅医療ひまわりネットワークの活動を中心に、在宅医療・介護関係者、在宅医療支援拠点、行政が協力、連携の上、推進します。</p>
生活支援体制整備事業	<p>住民主体による地域における助け合い活動を活性化します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援コーディネーター ・協議体の設置

包括的支援事業（社会保障充実分）	
認知症総合支援事業	<p>認知症高齢者について、正しい知識の普及と理解を図り、また、認知症の早期発見に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症初期集中支援チーム ・認知症高齢者徘徊模擬訓練 ・認知症カフェ
地域ケア会議推進事業	<p>高齢者個人に対する支援の充実と、それを支えるための社会基盤の整備を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体会議（定例会） ・個別ケア会議 ・講演会（地域ケア会議主催） ・自立支援ケアマネジメント検討会議
任意事業	
介護給付等費用適正化事業	<p>介護保険制度を持続可能なものとするため、介護給付等の適正化を通じて、介護給付費等や保険料の増大の抑制に努めていくとともに、利用者に対する適切な介護サービスを確保します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定調査内容の点検 ・ケアプランの点検 ・住宅改修等の点検 ・縦覧点検・医療情報との突合 ・介護給付費通知
家族介護支援事業	<p>認知症高齢者等を介護する家族を支援するための必要な事業を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徘徊高齢者家族支援サービス事業 ・介護者向け講習会事業 ・認知症家族交流会 ・やすらぎ支援員訪問事業
その他の事業	<p>介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅改修支援事業 ・緊急通報システム運営事業 ・成年後見制度利用支援事業 ・認知症サポーター養成事業 ・介護相談員派遣事業

2 介護予防・日常生活支援総合事業の現状と見込み量

第8期計画期間中における介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の訪問型サービス、通所型サービス及び介護予防ケアマネジメントの現状と見込み量については、次のとおりです。

なお、本市では従前相当のサービス（※）として「介護予防訪問型サービス」「介護予防通所型サービス」を、従前相当のサービスの基準を緩和したサービスとして「介護予防生活支援サービス」、「介護予防運動機能向上デイサービス」、「介護予防ミニデイサービス」を実施しています。

※総合事業を実施する前の介護予防訪問介護、介護予防通所介護に相当するサービス

（1）訪問型サービス

		第7期実績			第8期計画			令和 7年度	令和 22年度
		実績		見込	計画				
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
利用者数	従前相当	15,501人	15,313人	15,156人	15,648人	16,296人	16,704人	17,952人	21,000人
	基準緩和	165人	158人	132人	144人	156人	168人	192人	240人

(2) 通所型サービス

		第7期実績			第8期計画			令和 7年度	令和 22年度
		実績		見込	計画				
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
利用者数	従前相当	23,043 人	24,690 人	23,124 人	23,868 人	24,852 人	25,476 人	27,372 人	32,016 人
	基準緩和	258 人	102 人	72 人	84 人	96 人	108 人	120 人	168 人

(3) 介護予防ケアマネジメント

		第7期実績			第8期計画			令和 7年度	令和 22年度
		実績		見込	計画				
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
利用者数		24,694 人	25,199 人	25,761 人	26,335 人	26,923 人	27,523 人	28,764 人	40,043 人

第3節 市町村特別給付

本市では、認知症高齢者の在宅生活を支援するため、介護保険法第62条に規定する市町村特別給付として「認知症訪問支援サービス」を実施します。

認知症訪問支援サービスは、認知症高齢者の在宅生活の継続と、その方を支える家族の負担軽減を図るため、訪問介護を利用する際の「不穩の解消」、「搜索等」、「介護者不在時等の見守り」、「外出時の同行支援」といったサービスを市独自で保険給付の対象とするものです。

【認知症訪問支援サービスの概要】

(1) 対象者

認知症訪問支援サービスは、要介護認定等の申請に係る主治医意見書または認定調査票の「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡa以上の方を対象とします。

(2) サービスの見込量

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
延利用件数	387件	404件	420件	448件	551件
給付費	3,700千円	3,900千円	4,000千円	4,300千円	5,300千円

※給付費3か年（第8期計画期間）計：11,600千円

第4節 介護保険財政と介護保険料

(1) 介護給付費の見込み

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	計 (第8期期間)	令和7年度	令和22年度
居宅サービス						
訪問介護	4,934,297	5,129,338	5,222,755	15,286,390	5,693,181	7,243,286
訪問入浴介護	321,500	334,854	344,330	1,000,684	375,618	483,628
訪問看護	1,245,504	1,335,308	1,372,174	3,952,986	1,492,696	1,885,394
訪問リハビリテーション	339,556	340,566	350,371	1,030,493	382,363	484,074
居宅療養管理指導	796,329	854,019	884,137	2,534,485	963,619	1,219,445
通所介護	4,021,420	4,279,284	4,436,765	12,737,469	4,853,020	6,089,700
通所リハビリテーション	866,813	893,025	894,929	2,654,767	977,342	1,230,200
短期入所生活介護	1,879,341	2,012,533	2,047,234	5,939,108	2,314,634	2,652,714
短期入所療養介護(老健)	285,685	293,659	299,277	878,621	324,685	413,261
短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	1,378,726	1,447,749	1,488,922	4,315,397	1,625,825	2,063,788
特定福祉用具購入費	60,969	61,356	62,596	184,921	67,830	85,709
住宅改修費	119,542	128,076	130,313	377,931	145,586	180,350
特定施設入居者生活介護	2,324,628	2,376,578	2,376,578	7,077,784	2,564,119	3,245,291
地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	288,189	296,537	313,959	898,685	343,268	437,927
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	1,965,262	2,035,440	2,089,680	6,090,382	2,263,642	2,549,345
認知症対応型通所介護	97,220	98,205	100,388	295,813	111,374	139,998
小規模多機能型居宅介護	601,596	626,337	630,151	1,858,084	683,950	774,422
認知症対応型共同生活介護	2,571,768	2,602,358	2,602,358	7,776,484	2,888,475	3,665,166
地域密着型特定施設入居者生活介護	234,063	241,814	249,602	725,479	275,201	345,613
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	279,322	279,477	279,477	838,276	329,639	422,250
看護小規模多機能型居宅介護	102,077	202,904	202,904	507,885	202,904	202,904
施設サービス						
介護老人福祉施設	6,640,459	6,944,930	7,484,941	21,070,330	7,699,296	9,855,305
介護老人保健施設	4,468,157	4,470,637	4,470,637	13,409,431	5,631,494	7,205,037
介護医療院	434,558	434,800	434,800	1,304,158	560,590	729,602
介護療養型医療施設	43,494	43,518	43,518	130,530		
居宅介護支援	2,349,549	2,465,802	2,539,281	7,354,632	2,773,841	3,472,304
介護給付費計	38,650,024	40,229,104	41,352,077	120,231,205	45,544,192	57,076,713

※端数処理のため各項の和と合計とが合わない場合あり(以下本節において同じ)

(2) 予防給付費の見込み

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	計 (第8期期間)	令和7年度	令和22年度
介護予防サービス						
介護予防訪問入浴介護	604	604	604	1,812	604	604
介護予防訪問看護	95,993	101,825	105,845	303,663	113,704	133,017
介護予防訪問リハビリテーション	23,201	25,488	26,919	75,608	29,136	34,013
介護予防居宅療養管理指導	37,219	38,045	37,766	113,030	40,599	47,479
介護予防通所リハビリテーション	149,807	158,763	162,697	471,267	175,292	204,934
介護予防短期入所生活介護	5,895	6,364	6,364	18,623	7,093	4,135
介護予防短期入所療養介護(老健)	1,552	1,553	1,553	4,658	1,553	1,553
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	105,770	114,370	117,566	337,706	126,314	148,016
特定介護予防福祉用具購入費	9,637	10,229	10,229	30,095	11,131	12,935
介護予防住宅改修	68,699	71,109	73,520	213,328	78,340	91,598
介護予防特定施設入居者生活介護	99,733	102,335	102,335	304,403	110,417	129,127
地域密着型介護予防サービス						
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	10,314	11,927	11,927	34,168	12,483	14,091
介護予防認知症対応型共同生活介護	2,719	2,720	2,720	8,159	2,720	2,720
介護予防支援	120,209	129,918	133,287	383,414	143,160	167,669
予防給付費計	731,352	775,250	793,332	2,299,934	852,546	991,891

(3) 介護給付費と予防給付費を合わせた見込(総給付費)

令和3年度から令和5年度までの3年間及び令和7年度、令和22年度は、下表の金額となる見込みです。

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	計 (第8期期間)	令和7年度	令和22年度
介護給付費計	38,650,024	40,229,104	41,352,077	120,231,205	45,544,192	57,076,713
予防給付費計	731,352	775,250	793,332	2,299,934	852,546	991,891
総給付費	39,381,376	41,004,354	42,145,409	122,531,139	46,396,738	58,068,604

(4) 標準給付費見込額

介護給付と予防給付の居宅（介護予防）サービス、地域密着型サービス、施設サービスの給付費見込を合計したものに、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料を加えた金額が「標準給付費見込額」になります。

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	計 (第8期期間)	令和7年度	令和22年度
総給付費	39,381,376	41,004,354	42,145,409	122,531,139	46,396,738	58,068,604
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	754,568	704,845	725,374	2,184,787	788,709	971,935
特定入所者介護サービス費等 給付額	914,633	955,734	983,571	2,853,937	1,069,448	1,317,894
特定入所者介護サービス費等 の見直しに伴う財政影響額	△160,065	△250,889	△258,197	△669,150	△280,739	△345,959
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	1,136,421	1,158,719	1,187,397	3,482,537	1,275,869	1,531,823
高額介護サービス費等給付額	1,176,514	1,221,139	1,251,362	3,649,016	1,344,601	1,614,343
高額介護サービス費等の見直し に伴う財政影響額	△40,093	△62,421	△63,965	△166,479	△68,732	△82,520
高額医療合算介護サービス費等 給付額	267,936	180,961	180,961	629,857	148,358	181,302
算定対象審査支払手数料	35,541	36,917	38,306	110,764	41,065	50,184
標準給付費見込額	41,575,843	43,085,795	44,277,446	128,939,084	48,650,739	60,803,849

(5) 地域支援事業費

介護予防・日常生活支援総合事業では、介護予防・生活支援サービス事業や一般介護予防事業、包括的支援事業では、地域包括支援センターの運営や在宅医療・介護連携の推進、生活支援の充実・強化、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進に関する費用並びに市独自の取組となる任意事業に関する費用により、地域支援事業費を見込みます。

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	計 (第8期期間)	令和7年度	令和22年度
地域支援事業費	2,404,383	2,519,584	2,557,876	7,481,843	2,393,014	2,653,095
介護予防・日常生活支援 総合事業費	1,575,396	1,636,137	1,667,541	4,879,074	1,551,655	1,613,202
包括的支援事業・任意事業費	828,987	883,447	890,335	2,602,769	841,359	1,039,894
包括的支援事業(地域包括支 援センターの運営)及び 任意事業費	734,381	785,222	791,190	2,310,793	747,748	946,283
包括的支援事業 (社会保障充実分)	94,606	98,225	99,145	291,976	93,611	93,611

(6) 第1号被保険者の負担額（介護保険事業財政調整基金取崩前）

標準給付費見込額のうち第1号被保険者の負担分（23%）、地域支援事業費のうち第1号被保険者の負担分（23%）と調整交付金が5%に満たない分（1.08%）、市町村特別給付費の4つを合計した額が、第1号被保険者の負担額となります。

（単位：千円）

標準給付費見込額のうち第1号被保険者の負担分（23%）※1	29,655,989
地域支援事業費のうち第1号被保険者の負担分（23%）※2	1,720,824
調整交付金（5%に満たない分）（1.08%）※3	1,438,709
市町村特別給付費（全額が第1号被保険者の負担）	11,600
合計	
第1号被保険者の負担額（介護保険事業財政調整基金取崩前）	32,827,122

- ※1 標準給付費見込額のうち第1号被保険者の負担分（23%）は3年間
- ※2 地域支援事業費のうち第1号被保険者の負担分（23%）は3年間
- ※3 標準給付費見込額及び地域支援事業費のうち介護予防・日常生活支援総合事業費についての第1号被保険者の負担割合は調整交付金が5%に満たない分（1.08%）が加わります。

(7) 介護保険事業財政調整基金の取崩

介護保険料額を抑制するため、市の介護保険事業財政調整基金を取り崩し、第1号被保険者の負担額を減じます。

市の介護保険事業財政調整基金は、令和3年3月末時点で29億3,900万円程度となりますので、その内21億3,500万円を取り崩します。

（単位：千円）

第1号被保険者の負担額（介護保険事業財政調整基金取崩前）	32,827,122
市の介護保険事業財政調整基金取崩額	2,135,000
第1号被保険者保険料必要収納額	30,692,122

(8) 保険料基準額（年額）

予定保険料収納率、市の保険料段階設定に応じた所得段階別加入割合補正後の被保険者数を反映し、保険料の基準額を算定します。所得段階別加入割合補正後の被保険者数とは、所得段階別加入人数を、各所得段階別の負担割合（基準額である64,800円に対する保険料率）で補正したものです。

令和3年度～5年度までの保険料基準額

保険料基準額（年額）	64,800 円
------------	----------

$$\div \left(\begin{array}{l} \text{第1号被保険者保険料} \\ \text{必要収納額} \\ \hline \text{30,692,122 千円} \end{array} \right) \div \left(\begin{array}{l} \text{予定保険料収納率} \\ \hline \text{99.10\%} \end{array} \right) \div \left(\begin{array}{l} \text{所得段階別加入割合} \\ \text{補正後の被保険者数} \\ \hline \text{477,917 人} \end{array} \right)$$

令和7年度及び令和22年度の保険料基準額

令和7年度 保険料基準額（年額）	75,120 円
令和22年度 保険料基準額（年額）	94,440 円

※現段階での推計値となっています。

保険料段階表

所得段階	合計所得金額	負担割合	保険料額	
			月額保険料	年間保険料
1	生活保護等を受けている人及び老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の人と、世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.45 ※	2,430円	29,160円
2	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.60 ※	3,240円	38,880円
3	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	0.70 ※	3,780円	45,360円
4	本人は市民税非課税であるが、世帯に市民税課税の人がいる人で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.85	4,590円	55,080円
5	本人は市民税非課税であるが、世帯に市民税課税の人がいる人で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.00	5,400円	64,800円
6	本人が市民税課税で、合計所得金額が91万円以下の人	1.10	5,940円	71,280円
7	本人が市民税課税で、合計所得金額が91万円を超え、125万円以下の人	1.15	6,210円	74,520円
8	本人が市民税課税で、合計所得金額が125万円を超え、200万円未満の人	1.30	7,020円	84,240円
9	本人が市民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	1.50	8,100円	97,200円
10	本人が市民税課税で、合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	1.70	9,180円	110,160円
11	本人が市民税課税で、合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	1.80	9,720円	116,640円
12	本人が市民税課税で、合計所得金額が500万円以上600万円未満の人	1.90	10,260円	123,120円
13	本人が市民税課税で、合計所得金額が600万円以上700万円未満の人	2.00	10,800円	129,600円
14	本人が市民税課税で、合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の人	2.10	11,340円	136,080円
15	本人が市民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の人	2.30	12,420円	149,040円
16	本人が市民税課税で、合計所得金額が1,500万円以上の人	2.50	13,500円	162,000円

※公費負担による低所得者への保険料軽減強化として、第1段階から第3段階の保険料については、負担軽減を実施いたします。

(9) 所得段階別被保険者数

所得段階	令和3年度	令和4年度	令和5年度	計	割合	令和7年度	令和22年度
1	25,920	26,107	26,218	78,245	16.7%	26,433	33,449
2	10,376	10,450	10,494	31,320	6.7%	10,580	13,390
3	9,903	9,974	10,016	29,893	6.4%	10,098	12,780
4	22,902	23,067	23,164	69,133	14.7%	23,354	29,553
5	18,881	19,017	19,097	56,995	12.1%	19,253	24,365
6	9,524	9,593	9,633	28,750	6.1%	9,712	12,291
7	10,329	10,404	10,447	31,180	6.6%	10,533	13,330
8	21,564	21,720	21,811	65,095	13.9%	21,990	27,828
9	12,547	12,637	12,690	37,874	8.1%	12,794	16,192
10	5,815	5,857	5,881	17,553	3.7%	5,929	7,504
11	2,640	2,659	2,670	7,969	1.7%	2,692	3,407
12	1,226	1,235	1,240	3,701	0.8%	1,250	1,582
13	787	793	796	2,376	0.5%	803	1,016
14	1,229	1,238	1,243	3,710	0.8%	1,253	1,586
15	839	845	849	2,533	0.5%	856	1,083
16	1,157	1,165	1,170	3,492	0.7%	1,180	1,493
計	155,639	156,761	157,419	469,819	100.0%	158,710	200,849

※表における比率(%)は、四捨五入の関係で内訳の合計が100%にならない場合あり

(10) 財源構成

令和3年度から令和5年度までの財源構成は次のとおりとなります。

財源構成	標準給付費	市町村 特別給付費	地域支援事業費	
			介護予防・ 日常生活支援 総合事業費	包括的支援 ・任意事業費
第1号被保険者保険料 (65歳以上)	24.08% ※1	100%	24.08% ※1	23.0%
第2号被保険者保険料 (40～64歳)	27.0%	—	27.0%	—
国庫負担金(※) (施設給付費分等)	23.92% ※1 (18.92%) ※2	—	23.92% ※1	38.5%
県の負担金	12.5% (17.5%) ※2	—	12.5%	19.25%
市の負担金	12.5%	—	12.5%	19.25%

- ※1 国の負担金は25%が標準ですが、65歳以上の高齢者のうち75歳以上の方が占める割合と所得分布状況を市町村間で調整するため、うち5%が調整交付金となっており、市町村により変動します。本市では、調整交付金が平均3.92%と見込まれます。5%に満たない分(1.08%)は第1号被保険者保険料の負担になり、標準の23%と合わせて計24.08%になります。国庫負担金は23.92%となります。
- ※2 標準給付費のうち施設給付費と特定入所者介護サービス費は、国と県の負担割合が異なります。県の負担金は12.5%+5%=17.5%、国の負担金は23.92%-5%=18.92%程度となります。

第5節 給付適正化

保険給付の適正化を図ることは、不適切な給付を削減する一方で、利用者に対する適切な介護サービスを確保することにより、介護保険制度の信頼性を高めるとともに、保険給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築に寄与するものです。

給付適正化の「3つの要」

- 1 要介護認定の適正化
- 2 ケアマネジメント等の適正化
- 3 事業者のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化

本市においては、次に示す個別の適正化事業の実施を図ります。

- 1 要介護認定の適正化
 - ・認定調査内容の点検
- 2 ケアマネジメント等の適正化
 - ・ケアプランの点検
 - ・住宅改修等の点検
- 3 サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化
 - ・縦覧点検・医療情報との突合
 - ・介護給付費通知
 - ・実地指導による指導・監査

上記事業に加え、国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムより「給付実績の活用」として出力される情報を積極的に活用し、介護給付の適正化に取り組みます。

第6節 感染症・災害対策

(1) 感染症対策

感染症に対する備えとして、介護事業所等と連携し感染症拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に適切な対応ができる体制の整備を図ります。

○ 介護事業所等との連携

感染症の蔓延期においても、継続して在宅サービスの提供ができるよう、船橋市訪問介護事業者連絡会と市が連携して作成した「新型コロナウイルス濃厚接触者等訪問介護サービス対応マニュアル」を関係団体・事業者等に周知し、その活用を推進します。

また、介護現場における感染対策の手引きや介護保険サービス従事者向けの感染対策に関する研修、感染症の専門家による実地研修など感染症対策に関する各種研修等について事業所等へ周知・徹底するとともに、事業所間での連携を強化します。

○ 感染症に関する周知啓発

介護事業所等に対して、国等からの通知や研修案内等の情報提供を行うなど、感染症に対する周知啓発を行います。

○ 感染症発生時への対応

感染症発生時に備え、正確な情報提供や相談できる体制づくりを進め、介護を要する方へのサービスが安定的かつ継続的に提供されるよう、高齢者やその家族の暮らしを守るための体制整備を進めていきます。

○ 介護事業所等における必要物資の備蓄・供給体制の整備

関係部局と連携して、介護事業所等における感染症の発生時に必要な物資についての備蓄・供給体制を整備します。また、感染防具、消毒液その他の感染症対策に必要な物資の備蓄・調達状況の確認を定期的実施します。

○ フレイル予防の取り組み

外出自粛による活動量の低下により、フレイル（虚弱）のリスクが高まることから、感染対策を講じながらの事業の実施や自宅で気軽にできる運動の紹介など、感染症の蔓延期においても実践できるフレイル予防の取り組みを充実します。また、身体機能や栄養状態、疾病状況の悪化が懸念される高齢者に対しては、医療機関等と連携し、適切な受診勧奨などを行います。

(2) 災害対策

高齢者のみ世帯・単身世帯など支援を要する人の名簿（避難行動要支援者名簿）を作成整備するとともに、災害発生時の要配慮者支援を迅速に行える体制の充実を図ります。

○ 災害時の要配慮者に対する支援

避難行動要支援者等の要配慮者が適切な避難行動をとることができるよう、避難行動要支援者名簿の作成及び地域との共有等を促進するとともに、地域において普段から互いに顔の見える関係の構築を促進し、要配慮者避難支援体制の充実を図ります。

○ 福祉避難所等の拡充

避難行動要支援者等の要配慮者が安全・安心な避難生活を送ることができるよう、福祉避難所の指定や要配慮者受け入れに関する団体等との協定の締結等により避難体制を整備するとともに、要配慮者に配慮した物品の備蓄等により、避難環境の整備を図ります。

○ 備蓄品等の確保

物資供給の長期停止に備えるため、家庭・事業所・社会福祉施設等における生活必要物資等の備蓄を促すとともに、備蓄や物資供給等に関する団体等との協定締結により、避難所等で必要となる物資・資機材等の確保を図ります。

参考資料

○計画策定の体制と経緯

○船橋市介護保険事業運営協議会設置要綱

○船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会設置要綱

○船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画庁内検討委員会設置要綱

計画策定の体制と経緯

[計画策定の体制]

① 船橋市介護保険事業運営協議会

介護保険事業運営協議会は、学識経験者、保健・医療・福祉の専門家、市民の代表者（第1号・第2号被保険者、要介護等被保険者の家族）など18人の委員で構成され、各委員がそれぞれ専門分野の立場から審議を行い、市民本位の計画づくりに努めました。

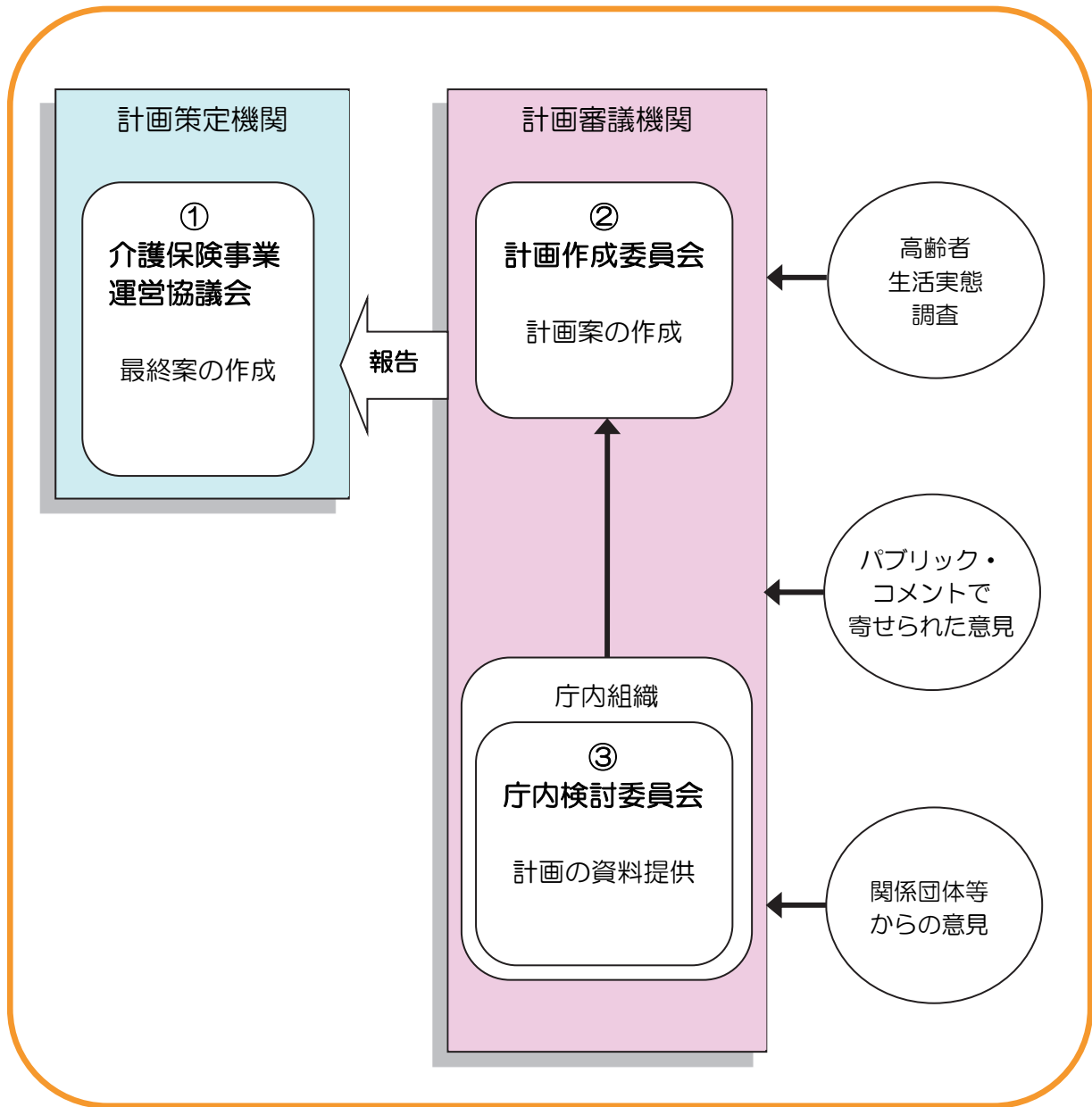
② 船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会は、船橋市介護保険事業運営協議会の下部組織として、同協議会・医師会・歯科医師会・薬剤師会・サービス事業者など13人の委員で構成され、個別的、専門的事項について調査・審議を行い計画の整合性を図りました。

③ 船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画庁内検討委員会

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画庁内検討委員会は、行政運営上の諸問題を議論するとともに、計画を作成するための資料を提供するため、企画、財政、住宅、福祉等を始め関係部署の課長・所長19人で構成しました。

船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定体制図



[計画策定の経緯]

令和 (年)	(月)	①介護保険事業 運営協議会	②計画作成委員会	③庁内検討委員会	市の動き
元					
	12				高齢者生活 実態調査
2					
	5				
	6				
	7	第1回運営協議会			
	8		第1回作成委員会	第1回検討委員会	
	9		第2回作成委員会		
	10		第3回作成委員会	第2回検討委員会	
	11	第2回運営協議会			
	12				パブリック・ コメント
3					
	1		第4回作成委員会		
	2	第3回運営協議会			
	3				計画策定

[各会議の概要]

第1回運営協議会 令和2年7月3日（金）～7月31日（金） 書面開催

- 1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定体制について
- 2) 第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画の進捗状況について
- 3) 介護保険事業運営協議会の要綱改正等について

第1回検討委員会 令和2年8月20日（木）

- 1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定体制について
- 2) 船橋市介護保険事業の動向
- 3) 今期施設整備の進捗状況

第1回作成委員会 令和2年8月7日（金）～8月28日（金） 書面開催

- 1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定体制について
- 2) 船橋市介護保険事業の動向
- 3) 今期施設整備の進捗状況

第2回作成委員会 令和2年9月7日（月）～10月2日（金） 書面開催

- 1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第1部）について
- 2) 地域包括支援センターの整備方針について

第2回検討委員会 令和2年10月21日（水）

- 1) 第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（素案）について
- 2) 施設等整備について

第3回作成委員会

令和2年10月28日(水)

- 1) 施設等整備について
- 2) 第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画(素案)について
- 3) その他

第2回運営協議会

令和2年11月10日(火)

- 1) 第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画の進捗状況について
- 2) 第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の施設等整備について
- 3) 第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画(素案)について
- 4) 苦情・相談受付状況について
- 5) その他

第4回作成委員会

令和3年1月28日(木)～2月18日(木) 書面開催

- 1) 船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会の委員変更について
- 2) 第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画(素案)のパブリック・コメントについて
- 3) 第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画(案)について

第3回運営協議会

令和3年2月10日(水)～3月3日(水) 書面開催

- 1) 船橋市介護保険事業運営協議会傍聴要領の一部改正について
- 2) 船橋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例等の主な内容について
- 3) 第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画(素案)のパブリック・コメントについて
- 4) 第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画(案)について

[船橋市高齢者生活実態調査]

調査時期 令和元年12月

調査目的 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の見直しにあたり、市内の高齢者などの生活実態や健康状態、介護保険及び保健福祉サービスなどに関するニーズを把握し、もって計画策定の基礎資料とする。

調査対象（無作為抽出）

① 高齢者基本調査

市内在住の65歳以上の高齢者から、要介護認定者（要介護1～5）を除いた5,000人を抽出

② 要介護高齢者調査

市内在住の65歳以上の高齢者から、要介護認定（要介護1～5）を受けている4,000人を抽出

③ ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯調査

市内在住の65歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢者のみ世帯の者から、要介護認定者（要介護1～5）を除いた1,000人を抽出

④ 若年調査

市内在住の40～64歳の市民から、1,000人を抽出

[パブリック・コメント]

内 容	第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（素案）について
期 間	令和2年12月15日（火）～令和3年1月26日（火）
対 象	市内在住、在勤、在学の方、この案に関し利害関係を有する方
閲覧場所	市ホームページ、介護保険課、高齢者福祉課、地域包括ケア推進課、住宅政策課、地域福祉課、保健所健康づくり課、行政資料室、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、出張所、船橋駅前総合窓口センター、公民館、図書館、老人福祉センター、保健センター、三山市民センター
計画説明動画	市ホームページにて説明動画資料及びリンク先公開

船橋市介護保険事業運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、本市の要援護高齢者及びその家族が利用する「介護サービス事業」が公正かつ、誠実に提供されているか否かのチェックや評価分析等を行い、利用者本位の事業として運営することを目的として、船橋市介護保険条例（平成12年船橋市条例第16号。以下「条例」という。）第12条及び船橋市介護保険施行規則（以下「規則」という。）第24条に基づき、市長の附属機関として「船橋市介護保険事業運営協議会」（以下「協議会」という。）を設置し、その運営に必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 2名
- (2) 保健・医療又は福祉の専門家 11名
- (3) 被保険者の代表者 2名
 - ア 第1号被保険者の代表者 1名
 - イ 第2号被保険者の代表者 1名
- (4) 要介護等被保険者の家族の代表者 3名

3 委員の任期は、3年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第3条 協議会には、会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を統理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となり議事を整理する。

(職務)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について、調査・審議を行うものとする。

- (1) 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定又は変更に関する事項
- (2) 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の進捗状況に関する事項
- (3) 介護保険に関する施策の実施状況の調査に関する事項
- (4) 介護保険に関する施策の重要事項
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 協議会は、苦情等のため調査が必要と認めたときは、行政に対し説明を求め、その保有する関係書類等の提出を求め、調査を指示することができる。

3 協議会は、必要があると認めたときは、専門的又は技術的な事項について専門機関に調査、分析等の依頼ができるものとする。

4 協議会は、苦情等のため調査・審議を行った場合は、速やかに、市長に報告するものとする。

(意見具申)

第6条 協議会は、必要な事項を調査・審議した結果、必要があると認めたときは、市長に対し意見を述べることができる。

(協議会の責務)

第7条 協議会は、要援護高齢者及びその家族の権利利益の擁護者として、公平かつ適切に職務の遂行に努めるものとする。

2 協議会は、職務の遂行にあたって行政との連携に努めるものとする。

3 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、離職した後も同様とする。

(行政の責務)

第8条 行政は、協議会の職務の遂行に関しては、その独立性を尊重し、積極的な協力援助を行うものとする。

2 市長は、協議会から意見具申を受けたときは、これを尊重し、条例及び規則の定めるところにより、速やかに処理するものとする。

3 市長は、協議会から居宅介護支援事業者及び居宅介護サービス事業者等に関する事項について意見具申を受けたときには、必要に応じ県に報告し是正勧告を求めるものとする。

(災害補償)

第9条 委員の業務に係わる事故については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定を準用する。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、介護保険を主管する課に置く。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

(書面開催)

第12条 会長は、必要と認めるときに、書面により議事の可否を委員へ求め、その結果を議事の決定とすることができる。

附 則

この要綱は、平成12年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月25日から施行する。

船橋市介護保険事業運営協議会委員

種別	区分	団体名等	役職	氏名
1号 委員	学識経験者	淑徳大学	教授	藤野達也
		弁護士		齋藤吉宏
2号 委員	保健・医療 又は福祉の 専門家	一般社団法人 船橋市医師会	会長	◎寺田俊昌
		公益社団法人 船橋歯科医師会	会長	尾崎隆
		一般社団法人 船橋薬剤師会	会長	杉山宏之
		船橋市保健・医療・福祉問題懇談会	会長	吉田幸一郎
		公益社団法人 千葉県看護協会	役員	佐々木悦子
		社会福祉法人 船橋市社会福祉協議会	会長	若生美知子
		公益財団法人 船橋市福祉サービス公社	常務理事	野々下次郎
		船橋市民生児童委員協議会	会長	高橋強
		船橋市自治会連合協議会	事務局長兼副会長	○吉田壽一
		一般社団法人 千葉県在宅サービス事業者協会	顧問	畔上加代子
		公益社団法人 認知症の人と家族の会	世話人	乾麻由美
3号 委員	被保険者の 代表者	第1号被保険者	老人クラブ連合 会事務局長	佐藤博已
		第2号被保険者	商工会議所 事務局長	宮津隆久
4号 委員	要介護等被保険者の家族の代表者		公募委員	上野秀次郎
			公募委員	上野和子
			公募委員	平野史郎
			18名	

◎会長○副会長

船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の見直しを行うにあたり、両計画の個別的、専門的事項について調査及び審議を行い、整合性のとれた計画策定を行うため、船橋市介護保険事業運営協議会（以下「運営協議会」という。）に船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会（以下「作成委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 作成委員会は、次に掲げる事項について調査及び審議を行い、その結果を運営協議会に報告する。

- (1) 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画案の作成に関すること
- (2) その他高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画案作成に必要な事項

(組織)

第3条 作成委員会は、15名以内の委員をもって組織する。

2 作成委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 運営協議会の委員
- (3) 船橋市地域包括支援センター運営協議会の委員
- (4) 船橋市地域密着型サービス運営委員会の委員
- (5) 船橋市医師会代表
- (6) 船橋歯科医師会代表
- (7) 船橋薬剤師会代表
- (8) 船橋市老人福祉施設協議会代表
- (9) 船橋市介護老人保健施設協会代表
- (10) 千葉県在宅サービス事業者協議会代表
- (11) 船橋市介護支援専門員協議会代表
- (12) 船橋市民生児童委員協議会代表

(会長及び副会長)

第4条 作成委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を統理し、作成委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 作成委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となり議事を整理する。

2 作成委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(災害補償)

第6条 作成委員会の委員の業務に係わる事故については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定を準用する。

(事務局)

第7条 作成委員会の事務局は、健康福祉局健康・高齢部介護保険課が行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要なことは別に定める。

(書面開催)

第9条 会長は、必要と認めるときに、書面により議事の可否を委員へ求め、その結果を議事の決定とすることができる。

附 則

この要綱は、令和2年7月31日から施行する。

この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会委員

種 別	区 分	氏 名
第1号委員	学識経験者（淑徳大学）	藤野 達也
第2号委員	船橋市介護保険事業運営協議会委員	吉田 壽一
		上野 和子
第3号委員	船橋市地域包括支援センター運営協議会委員	三井 陽子
第4号委員	船橋市地域密着型サービス運営委員会委員	児島 和子
第5号委員	船橋市医師会代表	◎中村 順哉
第6号委員	船橋歯科医師会代表	赤井 淳二
第7号委員	船橋薬剤師会代表	馬場 勲
第8号委員	船橋市老人福祉施設協議会代表	令和3年1月21日まで 高橋 章博 令和3年1月22日から 林 武仁
第9号委員	船橋市介護老人保健施設協会代表	川端 心
第10号委員	千葉県在宅サービス事業者協会代表	島田 晴美
第11号委員	船橋市介護支援専門員協議会代表	○佐藤 高広
第12号委員	船橋市民生児童委員協議会代表	石井 幸夫

◎会長○副会長

船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(以下、「計画」という。)を作成するにあたり、庁内の関係部局の連携の促進を図り、必要な情報交換、意見交換及び資料の提供等を行うため、船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画庁内検討委員会(以下、「庁内検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 庁内検討委員会は、次に掲げる事項について審議等を行う。

- (1) 計画案に関する事項
- (2) 計画を作成するための必要な事項

(組織)

第3条 庁内検討委員会は別表に掲げる者をもって組織する。なお、委員長が必要と認める時は、別途委員を指名できるものとする。

2 庁内検討委員会の委員長は、健康・高齢部介護保険課長を、副委員長は、高齢者福祉課長をもって充てる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第4条 庁内検討委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となり議事を整理する。

(事務局)

第5条 庁内検討委員会の事務局は、健康・高齢部介護保険課に置く。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要なことは別に定める。

附 則

- 1 この要綱は令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は令和3年3月31日限り、その効力を失う。

別表

船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画庁内検討委員会委員

部 名	委 員
企画財政部	政策企画課長 財政課長
経済部	消費生活センター所長
市民生活部	自治振興課長
健康・高齢部	健康政策課長 地域包括ケア推進課長 国保年金課長 高齢者福祉課長 介護保険課長 包括支援課長
保健所	地域保健課長 健康づくり課長
福祉サービス部	地域福祉課長 障害福祉課長 生活支援課長
道路部	道路計画課長
建築部	住宅政策課長
(教)生涯学習部	社会教育課長 生涯スポーツ課長

船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
(第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画)
いきいき安心プラン

発行日：令和3年3月

発行：船橋市

編集：健康福祉局健康・高齢部介護保険課

〒273-8501

船橋市湊町2丁目10番25号

電話 047-436-3306 FAX 047-436-3307